

令和元年9月20日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年9月20日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
福祉保健課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、8番村井 保夫君、14番志村 忠昭君を指名いたします。

日程第2、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひ致します。

9月17日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、隅岡 美子君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

失礼を致します。

去る9月17日に開催されました総務教育常任委員会の結果を次のとおり、ご報告を申し上げます。

審議事項。

議案第1号、多度津町都市計画税条例の一部改正について。

議案第4号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正について。

議案第5号、多度津町奨学金条例の一部改正について。

議案第6号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について。

議案第7号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第2号）。

議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）。

議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）。

議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）。

議案第11号、平成30年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第12号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について。

議案第13号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について。

議案第14号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定につ

いて。

議案第15号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について。

議案第16号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

議案第17号、工事請負契約の締結について  
審議結果。

議案第1号及び議案第4号から議案第17号について、委員、傍聴議員より、  
一つ、都市計画地域の拡大ということだが、東白方の奥谷や向山の地番が岡の区域内に含まれているのか、また、都市計画税の新たな徴収地になるのか。

一つ、奨学金条例を改正して使いやすくなったが、今まで奨学金の延滞や滞納はなかったのか。本人の死亡とか精神疾患・身体障害などで免除対象になったことはあるのか。また、年度途中での保護者の失業、疾病、大怪我などで授業料の納付が困難になった場合には、奨学金を受けられるのか。

一つ、国の教育支援金などの公的な貸し付けを借り入れした時に、どういう風に事前のチェックをしているのか。

一つ、連帯保証人や機関保証制度があり、各自治体に任されているが、どういう風になっているのか。奨学金の予算は前年度378万円だが、奨学基金として1億円余りあるが、財源は基金のみなのか。

一つ、前は奨学金で育英資金というのがあったが、名前が変わったのか。

一つ、奨学金は予算の範囲内の4人以内で、若干の増減ができるということであるが、年間で最高で何人位あったのか。

一つ、保健体育費の建設工事関連委託料479万6千円は町民野球場のナイター設備劣化調査と聞いているが、優先順位により決定したものか。この他にも早急に予算計上しなければならないものが沢山あると思うが、どうなのか。

一つ、緊急に修理する前にチェックリストを作って計画していくことを聞いているが、進捗状況はどうなっているのか。9月議会の中で予算計上しているが、他にも計上される可能性があるのか。

一つ、北前船日本遺産登録記念事業補助金120万円は帆船の来港経費ということだが、本町界隈の町並みの人と連携してイベント事業の参加者をバスで送迎して宣伝することは考えられないか。

一つ、多度津小学校で「絵の具で遊ぼう」という1,000人規模のアートイベントが行なわれるが、町の取り組みはどういう風になるのか。今回は参加者も多く経費もかかると思うが、是非取り組んでもらいたい。

一つ、警報発令に伴う避難所などの学校での対応は各学校の自主判断と聞い

ているが、警報発令後の避難マニュアルの作成とか避難所ごとの運営マニュアルの対応についてお聞きしたい。

一つ、瀬戸芸の関係で、蜂の巣の駆除の支援をお願いしたい。また、使用できない民間のトイレも表示されているので、「憩いの家」や仮設トイレでの対応をしてもらいたい。

一つ、白方小学校に避難した人が体調を崩して病院に搬送されているので、クーラーのある教室を使用できるように考えてもらいたい。

一つ、町営住宅整備事業費3,971万円は家中の中層住宅の外壁改修工事と聞いているが、長寿命化計画に基づいて実施していく中で、こういう緊急的なものがたびたびあるということか。古い町営住宅は集約していくのではないのか。

一つ、交通安全施設整備費700万円及び港湾建設費719万7千円の内容は何か。

一つ、教育費の事務局費の時間外勤務手当490万円は、働き方改革の中において妥当なものなのか。

一つ、京町町営住宅の跡地を活用する計画はあるのか。

一つ、幼稚園の統合は財政状況が悪いということで進んでいないが、検討委員会の答申に基づき、年次計画を立てて予算化していかないと前へ進まないのではないのか。場所などの選定はどこまでしているのか。

一つ、役場庁舎建設も事前の計画がなく、住民への周知もないまま進んでいるが、どうやって建設予定地を決めたのか。

一つ、幼稚園の統合だけでなく、小学校も含めて1箇所にとまとめるような考えを議論するために議会として委員会設置も考えないといけないのではないのか。

一つ、四箇小学校前に設置した「ハンプ」の効果はどうなっているのか、交通安全施設整備費の工事費100万円を使って本通商店街の通学路に設置することはできないのか。

一つ、造船会社の社宅建設現場前の道路は対向が可能なので拡幅はしないとのことであるが、今日も工事の4トン車がグリーンゾーンぎりぎりを通っており、普通車と対向ができない状態なので、通学している小学生が危険である。

一つ、交通量調査委託料325万円計上しているが、趣旨はどういうことで、どういう調査をするのか、また、委託料325万円は高くないのか。

一つ、都市計画マスタープランは5年毎の見直しが必要となっているのに、作成後16年が経過しているが、都市計画費の予算の中に見直しが含まれているのか。

一つ、ため池ハザードマップ作成業務委託料1,408万円計上されているが、具体的な作成の手順と、いつ位にできて、どういう風に町民に還元されるの

か。

一つ、町民税・県民税・年金特別徴収の過誤納金還付請求通知書が来ているが、何人が対象で何故このようなことになったのか。年金生活者にとって厳しいので検討してもらいたい。

一つ、国保税に関して基金の額はいくらで、30年度にどれくらい積んでいるのか。令和元年の方向性はどうなるのか、また、国保税の税率はどういう風にしていくのか。国保税は社会保険と比較して高いので、今後どのようにしていくのか。

一つ、税金の口座振替率と督促率は相関関係にあると思われ、口座振替率を高めると事務の軽減にもなるし督促率も下がるので、口座振替率を高める努力をどのようにしているのか、チラシなどを作っているのか。また、口座振替率は近隣市町と比べてどうなのか。

一つ、不用額が各項目にあるが、今年の傾向として増加していると思うがどうか。

一つ、社会福祉総務費の賃金128万9,020円の不用額の理由は何か。

一つ、社会福祉総務費の委託料217万7,889円の不用額はどのような事業なのか。

一つ、老人福祉費の委託料395万6,369円の不用額はどのような理由なのか。

一つ、公園事業費全体の346万1,728円の不用額とその委託料112万3,033円の不用額の理由は何か。

一つ、消防施設費の負担金341万7,296円の不用額の理由は何か。

一つ、公民館費の委託料261万6,426円の不用額の理由は何か。

一つ、体育施設費の委託料454万3,822円の不用額の理由は何か。

一つ、ふるさと納税は1億2,400万円余りで、去年より1千万円ほど上がっており、多度津町産の農産物を活用した産官学の多度津高校のレシピ作りの取り組みも伝えられているので、多度津高校が企画した商品をふるさと納税の返礼品の中に入れてもらいたい。

一つ、下水道費の建設工事関連委託料2,955万800円と前年度繰越があり、不用額が741万7,200円となっているが、説明してもらいたい。工事請負費の不用額2,660万5,720円についても説明してもらいたい。

一つ、工事請負契約の施工箇所は何メートルなのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、都市計画税を課す地域の変更なので、岡の地域は関係なく字句の変更をしており、大字東白方字奥谷22番7や字向山38番19、桃山227番1、大字青木字転石951番7が新たな課税地域になる。

一つ、奨学金の償還については遅れる場合はあるが、その都度、督促を送付

して遅れながらも償還してもらっている。また、身体障害などでの減免規定がないので、今までに免除した事例はない。従来、就学時のみであったものを就学中でも申請を可能にしたもので、年度途中でも給付が受けられる。

一つ、第1種奨学金は重複の借入れが不可能で、第2種は重複可能となっているが、事前の借入れのチェックについては回答してもらう規定になっていない。国や県は来年度から所得状況に応じた支給が始まることになっており、本町の奨学金も見直しが必要だと考えている。

一つ、本町の奨学金では連帯保証人を立ててもらうようになっている。奨学金の支給は一般財源であるが、使用したものは基金から繰り入れ金で一般財源に歳入で入れている。

一つ、以前は育英資金と言っていたが、独立行政法人・日本学生支援機構に移行した。

一つ、本年度は第1種が8名、第2種が3名で第1種のうち新規が2名、第2種の新規は0名である。直近10年では多い時は第1種が13名、第2種が9名であり、最近は上限に達しない年もある。

一つ、老朽化が激しいものとか制度上しないといけないものとか色々条件を加味して、できるだけ早急に直すようにしている。体育館の事故を受けて老朽化の調査をしたので、所管課の方でチェックして緊急度合いの高いものから順にするようにしている。

一つ、建設課が営繕マニュアルを作っているので、それに沿って所管課の方でチェックをしている。修理については緊急度や重要度を判断して予算を計上することになる。

一つ、北前船日本遺産登録記念事業の主催は民間の実行委員会であり、計画の詳細は決まっていない。町の補助は船の寄港費用のみであり、あとの費用は実行委員会が企業から寄付を募って実施することになるので、経費も考えながら協議はさせてもらいたい。

一つ、多度津小学校のイベントについては、教育委員会は後援をする予定である。

一つ、先般、洪水警報が出たのは平日だったため、子供の安全を優先して各学校の実情を考えて対応は自主判断とした。避難所別の運営マニュアルは自主防災組織と連携をしながら作ることになるので、今は組織を強化するために大きな自主防災組織の連合組織を作ろうとしている。

一つ、スズメ蜂の駆除は瀬戸芸の環境整備の一環で実施しているので、作品展示場以外の民間の土地での駆除は難しい。瀬戸芸では民間のトイレはなるべく使わず仮設トイレを利用するような啓発をしていく。

一つ、暑い時期であれば避難者に対してクーラーのある教室を使用すること

も考えたいが、クーラーを設置している多度津中学校の1階特別教室を利用してもらいたい。

一つ、家中住宅の工事は長寿命化計画に基づいて点検を実施した結果、緊急性が高いため補正で対応することになった。町営住宅は長寿命化計画を見直した際に、優先順位をつけて不必要なところは解体して売却する方針としている。

一つ、交通安全施設費は交差点改良・カーブミラーの修繕等が多かったため、予算不足になったので補正対応をしており、港湾建設費は佐柳島の長崎港棧橋のローラーや防舷材の修繕と見立港の海岸長寿命化計画の作成業務である。

一つ、体育館の事故や給食センター発足の事務によって時間外勤務が多くなっており、2ヶ月の平均が80時間を超える職員には労務管理の中で医師等の面接を行っている。

一つ、京町町営住宅の跡地は、長寿命化計画からも売却する考えである。

一つ、教育課題検討委員会の答申は重く受け止めているが、災害に強い安心・安全な町づくりを優先しているので、PTAや地域の人など多くの関係者の意見を聞いた上で全町的な意見を集約することが必要であり、子供達の将来を考えて最大公約数的な答えを出してから財政状況を見ながら判断したい。構想から建設までには少なくとも4年程度はかかる見込みであり、既設幼稚園の拡張が良いのか、町有地または民有地を購入して町の中心地に新たに建設するのも含めて色々な想定をしながら資料を作成し、協議をしていく。

一つ、役場庁舎建設計画は以前からあり、場所については南海トラフ地震発生に備える緊急性や多度津駅の活性化を考慮して、議会の皆様の意見をいただいで決定したものである。

一つ、「ハンプ」の実験結果は現時点では出ていないが、2箇所目以降は関係者と相談しながら検討したい。

一つ、造船会社の話では、通学時間帯には工事のトラックは通らないことになっている。

一つ、新跨線橋の交通量調査を朝の5時から午前1時までの20時間、歩行者・自転車の通行量を1週間とおして年齢や性別等を3人で調査するもので、報告書作成業務も含んだ見積り金額になっている。

一つ、マスタープランの見直しは遅れているが、予算化しているので本年度に新庁舎も盛り込んで見直しをする計画であり、作成後に委員会でも説明したい。

一つ、6月の補正予算で40箇所のため池の浸水想定区域図を作成した上で、それを基礎データとして地域住民とワークショップを7箇所で実施したのち、た

め池ハザードマップの作成をする予定であり、全額が国庫補助対象になる。残りの33箇所は今後の国の動向を注視しながら、対応していくことになるが、ハザードマップは令和2年度以降、順次ホームページや紙ベースで住民にお知らせすることとしている。

一つ、町民税・県民税・年金特別徴収は本算定までは仮徴収しているので、過誤納金還付請求は毎年のものであり、対象は膨大で資料もなく国の制度なので、町で対応を変えることはできない。

一つ、国保の30年度は繰越しの2億8千万円のうち1億円を基金に積み上げて4億円弱になっている。令和元年度は1億8千万円の繰越しになる予定で、税率は昨年から3方式になり、今年度は改定しないが、基金をうまく活用して1年でも長く税率を保てるようにしたい。国保税収は毎年下がっているので、住民に負担がかからないように収納率を上げなければならないと考えている。

一つ、口座振替率を近隣市町と比べたことはないが、直島町以外は大体同じと思われる。3年程度前までは、口座振替率を高めるために抽選で商品券を贈呈するキャンペーンを実施して上昇した経緯もあり、常に広報紙等で周知啓発をしている。

一つ、事業が終われば、不用額は3月等の補正の時点で落とすことが原則ということを経営担当が指導している。不用額の傾向は掴めてないが、福祉医療は実績に基づいて支出しているので、どうしても不用額が出て来ることになる。

一つ、社会福祉総務費の賃金の不用額は、健康福祉課で資格を持った嘱託職員を募集していたが、応募がなかったことによるものである。

一つ、社会福祉総務費の委託料の不用額は、地域福祉計画・自殺対策の作成業務を入札で373万円に抑えた削減分である。

一つ、老人福祉費の不用額は、養護老人ホームの委託料や緊急通報装置の登録者減少によるものである。

一つ、公園事業費の不用額は、堀江公園のエアコン設置工事で3月補正時に額が確定していなかった請負残の金額となっている。

一つ、消防施設費の負担金は、消火栓新設や修理で水道事業者へ支払うものであるが、工事されなかったものの執行残である。

一つ、公民館費の委託料の不用額は、指定管理料の執行残である。

一つ、体育施設費の委託料の不用額は、指定管理料の精算であるが、5月末が出納閉鎖なので、3月補正に間に合わないための執行残である。

一つ、地場産品を使うという総務省の規定により、「カキのアヒージョ」は、ふるさと納税の返礼品とすることは可能であるが、開発製造するのは町外事業者なので、「町内に事業所を構える事業者」としている町の既定を改

正して来年以降に活用したい。

一つ、下水道費の委託料は、雨水解析モデルの調査業務委託と下水道のストックマネジメント維持管理計画の2点の委託業務で、これらは繰越事業として2,300万円程度の繰越をしている。その中での不用額は請負残であり、工事費については、北嶋の第3雨水幹線の工事で、不用額はその請負残になる。

一つ、雨水幹線の施工延長は約75メートル、口径はボックス形状で2m50cm掛ける1m20cmの形状である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号及び議案第4号から議案第10号並びに議案第17号については、委員会として原案を可決し、議案第11号から議案第16号については、委員会として原案を認定した。請願第1号、請願第2号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

また、その他として、執行部より他4件の報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、9月17日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、渡邊 美喜子君。

建設産業民生常任委員会委員長（渡邊 美喜子）

失礼します。

建設産業民生常任委員会の結果報告について、令和元年9月17日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第2号、多度津町印鑑条例の一部改正について。

議案第3号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

審議結果、

議案第2号及び議案第3号について、委員、傍聴議員より、

一つ、町内在住の外国人の印鑑登録数はどのくらいか。

一つ、災害弔慰金貸付の災害の程度と根拠となる法律、範囲や基準は。

一つ、決定貸付の受付窓口はどこになるのか。

一つ、保証人を立てることは各市町村に任されているということだが、保証人のいないものについては代替りの信用保証協会とかになるのか。保証人がなかったときはどこで保証を設けるのか。

一つ、貸付限度額はいくらか。

一つ、受付にあたって、大規模災害、風水害、震災等の罹災証明書を税務課で発行が必要か。

その他意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、町内外国人の印鑑登録件数は55名。

一つ、国が大規模災害と認めたものが対象となり、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことによる条例改正である。

一つ、受付窓口は、健康福祉課となる。

一つ、今回の法改正について国は連帯保証の設置義務を撤廃しているが、町では債権を回収という観点から保証人を立てることができるという規定にしている。しかし、国に準じて条例改正しているので、保証人が立てることができない場合等については、早急に検討して報告したい。

一つ、限度額は350万円となる。

一つ、受付には罹災証明書が必要である。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第2号及び議案第3号については、委員会として原案を可決した。

また、その他として、執行部より2件の報告があった。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（村井 勉）

日程第3、議案第1号、多度津町都市計画税条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第4、議案第2号、多度津町印鑑条例の一部改正ついてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第5、議案第3号、多度津町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第7、議案第5号、多度津町奨学金条例の一部改正についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第8、議案第6号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第9、議案第7号、令和元年度多度津町一般会計補正予算（第2号）についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第10、議案第8号、令和元年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第11、議案第9号、令和元年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第2号）についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、議案第10号、令和元年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第13、議案第11号、平成30年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

はい、尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、議案第11号、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定について、次の点で反対討論をいたしま

す。

款1. 議会費での、香川県人権研究所会費2万円、款3. 民生費での、人権同和対策事業費としての340万3,397円のうち、委託料としての「部落開放、人権政策確立要求国民運動多度津町実行委員会」の95万円、「部落開放同盟香川県連合会負担金」50万円、「人権同和関係外郭組織及び各種研修会負担金」67万7,600円の計212万7,600円。款10. 教育費での人権同和教育事業費としての135万2,460円のうち、香川県人権研究所会員負担金5万2,400円、全国人権保育研究集会負担金1万4,500円、町内幼小中学校、人権同和教育研究補助金としての15万円の計21万6,900円が支出され、総計で254万4,500円の決算認定となっております。

近代日本の民主主義的発展にとってきわめて重要な歴史的課題であった部落問題は基本的に解決段階に到達しています。しかし部落問題到達点と現状が一般国民に十分理解されない状況も十分にあります。

私たちは、日本社会の民主主義的成熟の重要性、世界的に市民社会の役割が増大していること、そして、その中で地域や社会の分裂、敵対、非和解、非寛容とその克服がますます重要になっていることが考えられます。

そして、部落問題解決過程とその歴史的条件を深く解明するとともに、人文社会諸科学における部落問題とその解決に関する研究の意義を明確にする必要があります、「部落差別解消推進法」を利用した「同和対策」継続の方向は社会的責任を果たすためには、断念すべきだと考えます。

そして、2022年が「全国水平社創立100年」であることも考慮し、いっそう広い視野から引き続き部落問題解決過程の現実の到達点と研究の到達点を明らかにし、学術的交流も促進する必要があると考えます。

そして、部落問題解決過程における地域のあり方と民主主義の課題では、全国的にみても①新住民の流入による人口増、逆に人口減、高齢者の増加など、旧同和地区は、大きく変貌し、既定概念では把握できなくなっていること②地域住民の存在が大きく地域民主化が進み、大きな役割を果たしてきていること③地域運動への若い世代への関わりがあり、住民運動の主体形成につながっていることと、地域民主化の中に子育て運動が常に入っていたこと④部落問題が解決されていく過程の調査は大切で解同の影響力をなくしていったこと、などが全国各地域での調査、報告で明らかになってきています。

このようなことから、したがって議案第11号、平成30年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定については①幼児教育、保育無償化に伴う給食食材費の取扱いについて、消費税増税に伴い、給食材料費の取扱いが各施設と保護者での直接契約のしくみとなり、所得格差で区分するのではなく、町内在住するすべての3歳児から5歳児までの園児は、すべて平等として扱い、丸亀、三豊

市のように全ての園児の給食費を無償化とし、少子化対策及び子育て支援として、この254万4,500円を町単独の補助金として上乗せすべきなど改善すべき点があるので、反対をいたします。

以上。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第11号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（村井 勉）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

議長（村井 勉）

日程第14、議案第12号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第15、議案第13号、平成30年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第16、議案第14号、平成30年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第14号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第17、議案第15号、平成30年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第15号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第18、議案第16号、平成30年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り認定する事に、決定いたしました。

日程第19、議案第17号、工事請負契約の締結についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第17号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第20、請願第1号、「国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める請願」を、議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義君。

議員 (尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、請願第1号、「国に対し『消費税増税中止を求める意見書』の提出を求める請願」について賛成の立場で賛成討論をいたします。

いよいよ、消費税10%増税まであと10日となりました。9月に入り「消費税引き上げに伴う料金の変更について」の文面で、水道料金、下水道料金の値上げが各家庭に配られ、ガス会社からも「消費税率変更に伴う料金変更について」の文面で総額表示の対応とするとの内容で、又、電力会社からも同様の

通知で各家庭に配られました。

公共料金である、水道、電気、ガスが、この10月1日から一斉に値上がりをし、我々国民の生活に深刻な大打撃を与えることは必至であります。

そして、日本企業の全体の99.7%を占め、雇用の70%を担う日本経済の主役であり、地方経済の担い手である中小企業が大幅に減少しております。

東京商工リサーチの調査では、休廃業、解散と倒産した企業の合計は年間約5万5,000社に達し、第2次安倍政権の発足以前から比べると27万5,000社が2012年から2016年にかけて減少しております。

現状を放置すると2025年頃までに累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDP（国内総生産）が失われる恐れがあると、中小企業庁が発表しています。

また、安倍政権のもとで日本の農業の97.6%を占める家族農業とその共同組織である農家は、150万4千戸から116万4千戸に、また、農業従事者は177万8千人から145万1千人に、いずれも2割以上も減っており、日本農業新聞のモニター調査では、農産物の輸入自由化や規模拡大、効率化一辺倒の安倍政権の農政を「評価しない」という回答が7割に上っており、農業資材などの今後の値上がりによる農業経営の圧迫も必至であります。

また、沿岸漁業では、小規模漁業者や漁協の漁業権、魚価安定対策や漁業者を主体にした資源管理など沿岸漁業経営を破壊する「新漁業法」の施行などにあわせて、今回の消費税10%増税で、一層漁業経営が困難になることは明らかであります。

また、子育て世代では、共働きで「出費はどんどんふくらみ、給料は上がらないのに増税は困る。」年金生活者は、「年金だけでは生活できないのに、10月からの消費税10%は本当になんとかして下さい。」高学費に苦しむ学生。「医療も全然よくなり、負担が重くなるばかりだ。」また、「8%でも大変なのに、10%なんてとんでもない。」そして「複数税率とかキャッシュレス決済とか、とにかく複雑でよく分からない。」「キャッシュレス決済は導入済み。しかし、クレジット決済にかかる手数料負担も大きい。」「増税した分がちゃんと使われるか分からない。」などの声が殺到しております。そして、消費税10%増税は「困る」とのアンケートには9割の人が反対をしております。

また、7月までの商業販売額（卸売りと小売の合計）は昨年1月以来8ヶ月連続で減少するなど、国内景気は悪化し、アメリカ、中国間の「貿易戦争」など世界経済のリスクも一層拡大している中で、いま、消費税導入をすれば消費は冷え込み、大打撃になるとのエコノミストや経済専門家が指摘しているところでもあります。

さらに複数税率対応のレジ導入が間に合わない商店も多く、ポイント還元で

も混乱は必至となっております。

なかでも問題点として、①複数税率の店内飲食と持ち帰りの価格の対応はバラバラで、何が8%か10%かの認識は複雑で認識されていない。②軽減税率になる商品も軽減せずに10%適用と同一価格で販売することになる。③複数税率に適応したレジの交換もすすんでいない。④還元率は店舗により異なり、5%と2%の2種類あり、キャッシュレスの普及をすすめるためのポイント還元できる加盟店も手続きがややこしくて、全国で4分の1店舗しかしていない。また、消費を喚起するために導入されたものだが、毎月2回か6回振込手数料を差し引かれ、来年6月30日までは2.16%、それ以降は3.74%から3.24%となります。期間が来年6月30日までの9ヶ月間なので、長期的な観点からすると利益にならない。⑤当初は、非課税世帯にする予定だったが商品券を使用する人は低所得者だと分かるので、子育て世帯を追加したプレミアム商品券は購入できる場所とか、使用期間も自治体によってバラバラであります。⑥理念もないバラマキ政策であり、消費を大きく喚起するわけではないこと。

このような状況の中で「このまま増税に突込むなど無謀きわまりない」と5野党会派は、消費税増税をめぐって国会での閉会中審査を与党に要求しましたが、与党は拒否をしています。

しかし、安倍政権に増税中止を迫る世論と運動は日に日に広がっております。

今、国民は買いだめをする余力もないほど「家計の底が抜けている」という状態であり、今の日本経済が増税に耐える力を持っていない状況でもあり、また、特に子育て世代。年金暮らしで年金が減り続け、家計収入を年金に頼っている高齢者世帯。売り上げが減少し、やりくりしに苦労している家族労働の小売店など、消費税増税は経済的に弱い家庭や営業店を直撃する訳であります。このような状況で、消費税10%増税を強行すれば、国民生活にも日本と世界の経済にも悪影響と混乱をもたらすことは必至であります。

そして、今増税を中止したら混乱すると言っていますが、このまま増税を強行する方が大混乱になります。

以上のことから10月1日からの消費税10%増税は、やっぱり無理で、町民の皆さんは増税賛成という声は少なく、経済格差がますます広がる増税は、今からでも中止すべきであります。

しかも人々は消費活動なしには生きていけないため、消費税10%増税は国民に負担と混乱をもたらし、複数税率とインボイス制度の導入、ポイント還元は中止すべきであり、実施されれば、このままでは、中小業者の10%は廃業に追い込まれ、そして、税率10%は国民に深刻な暮らしと景気悪化を招き、複数税率による事務負担増、インボイス制度（適格請求書等保存方式）によ

る課税、廃業、縮小を引き起こすため、このような国の悪政から町民を守る防波堤としての町政、そして、町民の多くの声の代弁を町民の代表である町議会にさせていただくためにも私は心から議員の皆さんに訴えます。

したがって、請願第1号「国に対し『消費税10%増税中止を求める意見書』の提出を求める請願」については、以上のことから賛成をいたします。以上。

議長（村井 勉）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

5番、中野 一郎でございます。

請願第1号「国に対し『消費税10%増税中止を求める意見書』の提出を求める請願」について、反対の意見を述べさせていただきます。国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についてですが、2018年10月15日の臨時閣議で安倍首相は、全世代型の社会保障制度への転換と財政健全化を進める。消費税増税が経済に影響を及ぼさないように軽減税率を導入し、あらゆる施策を動員して対応し、リーマン・ショックのような出来事がない限り引き上げると表明しました。日本国は現在、少子高齢化が進んだ影響で社会保障費は30年で3倍に膨れ上がり、今年度の予算では一般会計の歳出総額の約3割を占めるまでになっています。社会保障の財源は基本、保険料で賄うものですが、保険料だけだと働く世代に負担が集中してしまうので、政府は支出している公的な費用の多くを、国債発行で賄う借金頼みの状態があります。そのため、政府は借金を私たちの子や孫の世代に負担を先送りしている状況を打開して、これまでは高齢者中心の社会保障から、子育て世代にも拡充した全世代型社会保障制度に転換し、全世代で負担を分かち合おうと選ばれた手段が、今回の消費税の増税であると考えます。よって、意見書提出の請願には反対します。以上です。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを、採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を、採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長 (村井 勉)

起立少数です。

よって請願第1号は、不採択とする事に、決定いたしました。

日程第21、請願第2号、「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願を、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義君。

議員 (尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は、令和元年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願について賛成の立場で賛成討論をいたします。

「所得税法第56条」は「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が当該事業から受ける対価は必要経費に参入しない。この場合、支払いを受けた対価の額及び対価にかかる各種所得に計算上必要経費に算入されるべき金額は計算上ないものとみなす」との規定であります。

つまり、これは個人事業者と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めない、という規定であり、配偶者や家族の働き分を事業主の所得に合算することを押し付けております。

個人事業者には、歴史的に民主的家族制度が十分定着していないことを理由に制限措置を「特例」として設けられたものでございます。

そして「個人の尊厳と両性の平等」に反する差別的税制であるということでもあります。

56条を廃止すべき第1点は、家族経営への偏見、地域振興の妨げになることでもあります。

自営業は、勤労世帯でありながら、自家労働を認めない税制のもとで課税最低限はもっとも低く、申告実態も記帳によって差別され、家族の働き分さえ、経費に認められていなく、家族経営の振興のため差別的税制をなくすべ

きであります。

第2点は、誰もが記帳する時代であり、家族経営差別の根拠は崩れたということでもあります。

同じ個人事業であっても青色申告を選択した場合には、所得税法第57条により、特典の一つとして給料を必要経費とすることを認めています。これは当時、2014年1月からは、すべての事業者に記帳が義務付けられ、白色申告と青色申告に格差を設けて、白色申告者に家族の働き分を必要経費として認めない差別を続ける理由となり、申告納税制度のもとで、帳簿書類を基礎とした正確な申告を徹底させることにあった訳であります。

「青色申告すれば」とよく言われますが、青色申告は税務署長が条件つきで、一部経費を認める「特典」であり、いくつもの義務が課せられます。税務署長の裁量で取り消されることがあり、家族一人ひとりの働き分を認めたものとは言えません。

実際の家族の働きを否定することは、憲法14条の「すべての国民は、法の下に平等であって・・政治的社会的又は社会的関係において差別されない」という理念に反します。

白色申告や青色申告、法人申告といった申告形態に関わらず、家族一人ひとりの働き分は必要経費として認めるべきであります。

第3点は、働き分への正当な評価と適切な報酬を認めるということでもあります。

所得税法第56条が必要な理由に「租税回避の手段として利用される恐れ」「家族内の恣意的な所得分割の恐れ」が指摘され、租税回避とは、不相応な方法又は異常な形式により、多額の租税を軽減することであり、家族が働いた分の報酬を認めない理由はありません。

働き分を経費に認めることは、業者婦人が自立して生きるための基本的な要件であり、所得税法第56条は、①家族経営に家族合算課税を強いる。②家族の働き分を認めない。③配偶者と家族の当然の働き方を歪める。④家族の正当な働き分を否定する税制であるということでもあります。

「租税回避」「恣意的所得分割」については、現に所得税法第57条が青色申告において必要な経費に参入できる金額を規定し、恣意的な所得分割を防いでおり、このような規定で恣意的な所得分割を防ぎながら家族の働き分を経費に認めることは可能であります。

第4点は、男女差別を助長する女性の無償労働を解消するということでもあります。

国際的にも、大きい日本の男女格差があり、男女平等の度合いを示すランキングで日本は世界142カ国のうち104位、先進国では目立って低い順位であり

ます。

業者婦人は育児や家事、介護など報酬を伴わない無償労働は、女性たちがもっぱら引き受けてきましたが、所得税法第56条が必要な理由に「親族に給与を支払う慣行がないこと」これらが理由の一つにされていますが、家族一人ひとりの豊かな生活を保障する立場から働き分に給与を求めることは自然な考え方であり、税制の上で業者婦人に無償労働を押しつけ、男女格差を助長する所得税法第56条は、以上の理由で廃止すべきであります。

そして、2019年7月5日現在で、所得税法廃止等決議、意見書採択自治体は、すでに宮城県、三重県、富山県、石川県、奈良県、香川県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県など10都道府県、523市町村に広がっており、地元香川県議会でも採択されています。県内でもさぬき市、三豊市、坂出市、丸亀市の4市、そして琴平町、三木町の2町が自治体採択をされています。

したがって、業者婦人の働きを認めない差別的税制でもあり、個人事業者の配偶者や子どもは、働くものの当然の権利を奪われておりますので、請願第2号「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願については、賛成をいたします。以上であります。

議長（村井 勉）

次に、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

6番、松岡 忠です。

請願第2号についての反対意見を述べさせていただきます。

昨年の12月定例会においても同様の請願が提出されており、今回も同様の理由で反対意見を述べさせていただきます。

「所得税法第56条の廃止」の意見書採択を求める請願書についてであります。所得税法第56条においては家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で青色申告を行うことで家族従事者に支払った給料は必要経費と認められています。現在青色申告と白色申告の制度があり、個人の選択自由も守られ、申告上も男女間の差別もなく、基本的人権を侵害しているとも考えにくく、矛盾した制度とは言えないと考えます。

よって、意見書提出の請願には反対いたします。以上です。

議長（村井 勉）

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。  
これより、請願第2号についてを、採決いたします。  
請願第2号に対する委員長報告は不採択です。  
請願第2号を、採択することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長 (村井 勉)

起立少数です。  
よって請願第2号は、不採択とする事に、決定いたしました。

議長 (村井 勉)

日程第22、議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを、議題と致します。  
案文は、お手元に配付の通りであります。  
なお、タブレットにも掲載しております。  
よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。  
よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。  
これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結致します。  
これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議員提出議案第1号についてを、採決いたします。  
議員提出議案第1号は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第23、議員提出議案第2号、議員派遣の件についてを、議題と致します。

案文は、お手元に配付の通りであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略いたします。

これより、質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号についてを、採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に決定いたしました。

日程第24、閉会中の継続調査についてを、議題といたします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮りいたします。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

これにて、令和元年第3回多度津町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、またご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時22分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和元年9月20日  
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記